

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

■概要

令和3年5月28日、国において埼玉県に適用されている「まん延防止等重点措置」の期間が、令和3年6月20日まで延長された。それを受け、埼玉県におきまして、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が示された。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱いについて

令和3年6月1日（火）から同年6月20日（日）までの間、午後8時以降及び午後8時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

なお、原則、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。ただし、県では、県外からの来訪を自粛いただくため、県営公園の駐車場を閉鎖するとともに、県管理河川敷グラウンドなどにある駐車場の利用自粛を依頼することとしているが、本市の公園等については、県外からの利用があまり想定されないことから、駐車場の閉鎖等を行わず、感染対策を講じて利用いただくこととする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

令和3年6月1日（火）から同年6月20日（日）までの間、原則として、中止又は延期とする。